

「ワークシェアリング普及推進会議」開催要綱

1 趣旨

少子高齢化の進展や経済・産業構造の変化が進んでおり、これまでの働き方やライフスタイルを見直し、多様な働き方が可能となるような社会の実現が求められている。また、厳しい雇用情勢が続く中で、雇用維持・確保は喫緊の課題となっている。こうした状況を踏まえ、雇用の維持・創出を目的として労働時間の短縮を行うワークシェアリングを政労使の合意により進めることとされている。

このため、政労使による「ワークシェアリング普及推進会議」を開催し、ワークシェアリングの推進に向けた効果的な普及・啓発方法や支援策を検討する。

2 会議の構成

(1) 会議は政労使の代表により構成する。

日本労働組合総連合会（連合）	久保田副事務局長 須賀総合労働局長
日本経済団体連合会（日本経団連）	紀陸常務理事・労働政策本部長 茂出木労働政策本部副本部長
厚生労働省	青木政策統括官（労働担当） 草野労働政策担当参事官

(2) 必要に応じ、上記の構成員以外の出席を求めることができる。

総合的ワークシェアリング政策の推進について

平成 15 年 11 月

1. ワークシェアリング普及推進会議の開催

- ・ 労使の取組状況について報告に基づき、政のイニシアティブにより、労使の協議を推進。

2. ワークシェアリング導入促進に向けた指導援助の強化

(1) 本省及び各都道府県労働局にワークシェアリング推進本部を設置

- ・ 本省においては、政策統括官（労働担当）を本部長とし、関係各局が一体となって取り組むための体制を整備。
- ・ 各労働局においては、局長を本部長とし、各部が連携を図った推進体制を図ることができるよう体制を整備。

(2) 職業安定行政と労働基準行政によるワークシェアリングの導入促進の働きかけ

- ・ 職業安定行政と労働基準行政との連携により、集团的又は個別事業場を対象に、所定外労働時間の削減を働きかけるとともに、助成金を活用したワークシェアリングの導入を働きかける。

3. 地域産業労働懇談会等の場を活用した周知徹底等

- ・ 地域産業労働懇談会など都道府県単位で政労使の集まる場を活用し、ワークシェアリングの導入促進のための周知徹底と気運の醸成を図る。
- ・ 地域の労使団体で構成する地域労使就職支援機構においてワークシェアリングの周知事業等を実施（42 道府県）。

4. 財政支援策の拡充

- ・ 60 歳以上の高齢者に係る助成をワークシェアリングに活用（16 年度予算要求中）。

5. 多様就業型ワークシェアリング業種別制度導入事業の実施

- ・ 事業主団体を通じて業種別に短時間正社員等の多様な働き方に係るモデルの導入を進め、検証を行うとともに、汎用型の導入モデルの開発を予定。

(平成 15 年度から 17 年度にかけて実施予定)

6. 普及啓発活動の強化

- ・ 11 月 6 日に開催されたワークシェアリングに関するシンポジウム(山口県主催)、「高年齢者雇用開発コンテスト」(高年齢者ワークシェアリング導入企業等の厚生労働大臣表彰等)等において周知及び普及啓発を行った。
- ・ パンフレットを活用するとともに、新たに新聞広告、厚生労働省ホームページを活用した周知・情報提供を行う。